

子ども医療費等助成事務および児童手当等支給事務の 一部業務委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は「子ども医療費等助成事務および児童手当等支給事務の一部業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 子ども医療費等助成事務および児童手当等支給事務の一部業務委託
- (2) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
※履行状況が良好と認められる場合は、最高3年（更新2回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階および11階
練馬区教育委員会事務局 こども家庭部子育て支援課児童手当係
- (4) 業務内容 仕様書（総括仕様書および詳細仕様書Ⅰ～Ⅲ）（別紙1）のとおり
- (5) 概算経費 52,665,000円（税込）
※概算経費を超えた見積価格の提案は失格とする。
※本件経費については、予算審議前のため、額が変動する可能性がある。
また、令和7年第一回練馬区議会定例会において、令和7年度予算が成立し、
配当された時に効力を生じるものとする。

3 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 提案書提出時、東京都電子自治体共同運営協議会を通じて練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 他自治体等で以下のいずれかの受託実績があること。いずれも書類審査・データ入力業務を含むものとする。
 - ① 医療費助成事務
 - ② 児童手当等支給事務
 - ③ 類似する事務
- (3) 上記(2)について、契約金額が35,000,000円以上の受託実績が1件以上あること。
- (4) プライバシーマークの取得またはこれと同等以上の個人情報保護および情報セキュリティに関する第三者機関からの認証を得ていること。

4 欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を、滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

5 選定方法

5-1 日程（予定）

| | |
|-----------------------|---------------------------------|
| 参加申込書受付期間 | 令和 6 年 10 月 9 日（水）～10 月 23 日（水） |
| 提出書類（ア）受付期間 | |
| ホームページ公開期間 | 10 月 9 日（水）～11 月 8 日（金） |
| 質問受付期間 | 10 月 9 日（水）～10 月 23 日（水） |
| 質問回答日 | 10 月 30 日（水） |
| 提出書類（イ）受付期間 | 10 月 9 日（水）～11 月 8 日（金） |
| 参加辞退書提出締切日 | 11 月 8 日（金） |
| 一次審査 結果通知 | 12 月 10 日（火） 予定 |
| 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） | 12 月 16 日（月） |
| 二次審査 結果通知 | 令和 7 年 1 月中旬予定 |

5-2 応募方法

参加を希望する者は、以下のとおり参加申込書を提出すること。

- (1) 受付期間 令和 6 年 10 月 9 日（水）～10 月 23 日（水）午後 5 時まで
※ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。
- (2) 受付方法 受付場所に持参すること。（郵送は不可とする。）
- (3) 受付場所 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 10 階
練馬区教育委員会事務局 こども家庭部子育て支援課児童手当係
- (4) 提出書類 参加申込書（様式 1）
※なお、参加申込書提出後に辞退する場合は、令和 6 年 11 月 8 日（金）午後 5 時までに参加辞退書（様式 2）を提出すること。

5-3 質問回答

募集に関する質問は、質問書に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期間 令和6年10月9日(水)～10月23日(水)午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書(様式3)を用いて、電子メールで行うこと。
- (3) 担当部署 練馬区教育委員会事務局 こども家庭部子育て支援課児童手当係
メールアドレス: KOSODATE02@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 参加申込書を提出したすべての応募事業者に対し、令和6年10月30日(水)までに電子メールにより回答する。

5-4 提案書等の提出

応募事業者は、以下のとおり提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 提出書類(ア) 令和6年10月23日(水)午後5時まで
提出書類(イ) 令和6年11月8日(金)午後5時まで
※ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。
- (2) 提出方法 事前に電話で来庁時間を予約の上、提出場所に持参すること。
(電子メール、郵送は不可とする。)
- (3) 提出場所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階
練馬区教育委員会事務局 こども家庭部子育て支援課児童手当係
- (4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

| 提出書類(ア) | | 提出部数 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ① | 法人の登記事項証明書(発行後3か月以内の履歴事項証明書) | 正本1部 副本1部 |
| ② | 法人等の定款 | |
| ③ | 法人等の経歴書(会社案内等※従業員数の分かるもの) | |
| ④ | 令和2～令和5年度(直近の3年度)決算書類のうち税務申告書類一式(販売費及び一般管理費明細および勘定科目内訳明細書を含む)またはそれに代わるもの | |
| ⑤ | 令和2～令和5年度(3年度前～前年度の3年度間)決算に係る営業報告書または事業概況書(税務署に提出したものの写し) | |
| ⑥ | 令和2～令和5年度(直近の3年度間)決算に係るキャッシュフロー計算書 | |
| ⑦ | 直近3年間分の法人税および消費税、法人事業税の納税証明書 | |
| ⑧ | 東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し(裏面印鑑証明部分も含む) | |
| 提出書類(イ) | | 提出部数 |
| ⑨ | 提案書表紙(様式4) | 正本1部 副本6部 |
| ⑩ | 会社概要 ※組織図も含む | |
| ⑪ | 役員構成名簿(様式5) | |
| ⑫ | 官公署における受託実績(様式6) | |
| ⑬ | 法令遵守等(様式7) | |

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| ⑭ | 業務提案（様式8）※補足説明資料がある場合には添付すること。 | |
| ⑮ | 業務責任者の配置（様式9） | |
| ⑯ | 従事予定者数（様式10） | |
| ⑰ | 個人情報保護（様式11） | |
| ⑱ | 見積書（様式12） | |

(5) 作成方法

- ア 様式が定められているものについては、様式に記載すること。
- イ 業務提案（様式8）の作成において、提案書2枚目以降については、A4横書きで原稿方向は縦方向を原則とし、文字は11ポイント程度を目安とする。
- ウ 提出書類（ア）と（イ）は別綴じとし、それぞれに表紙、目次およびページを付与すること。提出書類（イ）については提案書表紙（様式4）を付けること。（表紙および目次にはページ番号不要）

5-5 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和6年12月10日（火）を目途に、全応募事業者に対し書面で通知する。

5-6 二次審査

一次審査を通過した者について、令和6年12月16日（月）に、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上（配点7割以上）の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は1者あたり30分（プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分程度）とする。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、2名以内とする。

審査結果は令和7年1月中旬を目途に、書面により通知する。

5-7 評価項目

(1) 一次審査

| 評価項目 | 評価基準 |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業者の安定性・継続性 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性 |
| 業務実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・官公庁との契約実績 ・類似案件・業務等の実績 |
| 見積価格 | <ul style="list-style-type: none"> ・見積価格の妥当性 |
| 区民雇用の促進・区内事業者の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達 |

| | |
|----------|----------------------|
| 区内事業者である | ・区内に本店を有する |
| その他 | ・法令遵守、地域貢献、社会貢献、環境配慮 |

(2) 二次審査

| 評価項目 | 評価の視点 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業者の安定性・継続性 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性 |
| 業務実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・官公庁との契約実績 ・類似案件・業務等の実績 |
| 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・要員の研修体制 ・スケジュールの妥当性 ・個人情報の管理体制の妥当性 |
| 受託への意欲・熱意 | <ul style="list-style-type: none"> ・具体的で独創的な提案の有無 |
| 提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の的確性 ・提案内容の具体性 |
| 担当者評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・本件を主に担当する者の知識、経験、実績 |
| 見積価格 | <ul style="list-style-type: none"> ・見積金額の妥当性 |
| 区民雇用の促進・区内事業者の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民雇用の促進、物品の区内事業者からの調達 |
| 区内事業者である | <ul style="list-style-type: none"> ・区内に本店を有する |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守、地域貢献、社会貢献、環境配慮 |

6 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止処分を受けるとにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のもを新たに受託候補者として選定することができる。

7 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙2）に基づき取り扱うものとする。

8 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類された提案書等の書類を差し替えることはできない。
- (3) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (4) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (5) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (7) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (9) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (10) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

9 準備委託

本件プロポーザルによる事業者選定の結果、受託候補者（契約優先候補者）となったものとは、業務の履行に先立ち準備委託期間を設け、準備委託契約を別途締結する。準備委託業務の内容については、つぎの（１）～（４）のとおりとする。ただし、令和６年度現在の受託者が受託候補者となった場合は、準備委託は行わない。

- (1) 履行期間 令和7年2月中旬頃から令和7年3月31日（木）まで
- (2) 履行場所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階および11階
練馬区教育委員会事務局 こども家庭部子育て支援課 指定場所
- (3) 業務内容 仕様書（別紙1）を参照。
- (4) 実施体制 業務責任者は必ず参加すること。その実施体制は別途協議した上で決定する。

10 問合せ先・担当

練馬区教育委員会事務局 こども家庭部子育て支援課児童手当係 （担当）伊東
練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎10階
電話：03-5984-5824
メールアドレス：KOSODATE02@city.nerima.tokyo.jp